

クマ被害防止緊急対策の実施について

1 クマ出没抑制対策の強化（産業振興部） 11,695千円（予備費対応）

(1) 秋田市鳥獣被害対策実施隊の出動報酬の増額（4,000円→8,000円、5,005千円）

現状において、被害対策に多大な労力をかけていることから、実施隊員の出動報酬を県内では北秋田市に次ぐ8,000円に増額する。

(2) 狩猟したクマへの報奨金の支給（10,000円/頭、1,000千円）

今年度に限りクマの狩猟期間となる11月1日から翌年2月15日までに狩猟により捕獲した個体1頭につき、県内の市町村では初となる10,000円の報奨金を支出しクマに対する捕獲圧を強め、個体数の減少を図る。

また、全国のハンターにも協力を広く呼びかける。

(3) 箱わなの増設（8基4,381千円）、自動撮影カメラの増設（8台1,309千円）

現在、25基ある箱わなについては、目撃が少なくなった場所に設置しているものを新たに出没のある場所周辺へ速やかに設置し対応しているが、今年的大量出没により不足状態であることから、8猟友会に1基ずつ増となるよう増設を行い対応する。あわせて、24時間監視可能な自動撮影カメラを8台導入する。

2 公務員ハンターの募集・採用（産業振興部）

クマ等の出没が多発している状況において、迅速な対応の確保と長期的かつ安定的な管理・駆除体制を構築するため、公務員として専門職員（※）を募集採用する。

※有害鳥獣駆除に必要な免許の有資格者（わな狩猟免許、第一種銃猟免許、および猟銃等所持許可証など）

3 通学を含めた児童生徒の安全確保（教育委員会・市民生活部）

教育委員会から市立小中学校に以下の点について伝達し、対策を強化する。

あわせて、学校周辺の交通量増加について地域内の協力を依頼する。

(1) 児童生徒の登下校については、保護者による送迎を推奨する。

(2) 家庭の事情により開門時間前に登校する児童生徒がいる場合には、玄関前等で待機することがないように、開門時間を早めるなどの対応を行う。

(3) 児童生徒の下校手段として保護者が引き渡しを希望する場合は、保護者に引

き渡すまで校内で安全に待機させる。

(4) クマによる被害を心配し、登校に不安を訴える児童生徒については、次の点に配慮して対応する。

- ・児童生徒が登校を控える場合は、校長の判断により出席停止として取り扱うことができる。
- ・登校を控える児童生徒にはタブレット端末を配布するなどし、学習に遅れが生じないように配慮すること。また、家庭でＩＣＴを活用した学習等を行った場合は、校長は指導要録上の出席扱いとすることができる。

なお、クマの活動が沈静化することが見込まれる１１月末をめどとして対応する。

(5) 上記に伴い、小・中学校周辺では登下校時間帯を中心に、交通量の増加および児童生徒の乗降に伴う送迎車両の一時停車などが見込まれるため、町内会・自治会長宛に文書を送付し、地域内における理解と協力を依頼する。